

虐待防止のための指針

障害者サポート西梅田

1. 本指針作成の要旨

障害者サポート西梅田（以下、当事業所）における障害者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

- ① 身体的虐待：暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。
適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。
- ② 性的虐待：性的な行為やそれを強要すること。
- ③ 心理的虐待：脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）：食事や排泄等の身の世話や介助をしない等により生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。
- ⑤ 経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

4. 虐待防止委員会に関する事項

①虐待防止委員会の設置及び開催 虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- 1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- 4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②委員会の構成員

- 1) 委員長は、事業所管理者とする。
- 2) 委員には、サービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員を加える。
- 3) 委員には、必要ある場合に栄養士、法人役員、第三者委員を加えることができる。

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ることとする。

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。

6. 虐待発生時の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応する。また、職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報する。

7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行い、再発防止に努める。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

9. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は職員に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

令和4年4月1日より施行